



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律 (六)
- 地方税法等の一部を改正する法律 (七)
- 地方交付税法等の一部を改正する法律 (八)
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律 (九)
- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律 (一〇)
- 所得税法等の一部を改正する法律 (一一)
- 関税法等の一部を改正する法律 (一二)
- 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律 (一三)
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律 (一四)
- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律 (一五)

〔政令〕

- 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律 (一六)
- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律 (一七)
- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律 (一八)
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (一九)
- 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令 (二〇)
- 総務省組織令の一部を改正する政令 (二一)
- 地方税法施行令等の一部を改正する政令 (二二)
- 地方税法施行令の一部を改正する政令 (二三)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令 (二四)
- 経済産業省組織令の一部を改正する政令 (二五)
- 地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二六)
- 沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令 (二七)
- 所得税法施行令の一部を改正する政令 (二八)
- 法人税法施行令の一部を改正する政令 (二九)
- 相続税法施行令の一部を改正する政令 (三〇)
- 消費税法施行令等の一部を改正する政令 (三一)
- 国税通則法施行令の一部を改正する政令 (三二)
- 国税徴収法施行令の一部を改正する政令 (三三)
- 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令 (三四)
- 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令 (三五)
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三六)
- 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令 (三七)
- 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三八)
- 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令 (三九)
- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 (四〇)
- 復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令 (四一)

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令 (四二)
- 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令 (四三)
- たばこ税法の一部改正に伴う経過措置に関する政令及びたばこ税法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 (四四)
- 法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令 (四五)
- 関税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (四六)
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 (四七)
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令 (四八)
- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 (四九)
- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令 (五〇)
- 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令 (五一)

本日公布された法令の「あらまし」は、六ページに掲載されています。

(以下次のページへ続く)

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令 (同八二)

六〇三

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令 (同八三)

六〇七

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令 (同八四)

六〇九

○歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令 (同八五)

六一

○森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産二)

六一

○林業種苗法施行規則の一部を改正する省令 (同二三)

六一

○過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の農林漁業の経営改善又は振興のための計画に関する省令 (同二四)

六一

○経済産業省組織規則等の一部を改正する省令 (経済産業三五)

六一

○中小企業信用保険法施行規則及び中小小売商業振興法施行規則の一部を改正する省令 (同三六)

六一

○踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令 (国土交通三一)

六一

○日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令 (同三二)

六一

○道路運送法施行規則の一部を改正する省令 (同三三)

六一

〔訓 令〕

○内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令 (内閣府二)

六〇四

〔告 示〕

○租税特別措置法施行規則第二十三条の三第二項に規定する設立団体等の証明に関する手続を定める件及び租税特別措置法施行令第四十条の四第二項及び第三項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続を定める件の一部を改正する件

六一

(内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛)

六一

○租税特別措置法施行規則第二十条第二十六項第一号又は第二十二條の二十三第二十六項第一号に規定する試験研究機関等の長又は当該試験研究機関等の属する国家行政組織法第三条の行政機関に置かれる地方支分部局の長の行う認定に関する手続に関する告示等の一部を改正する件

六一

(国家公安委・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛)

六一

○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき令和三年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件 (総務一四〇)

六一

○平成八年自治省告示第八十三号(地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件)の一部を改正する件 (同一四一)

六一

○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する件 (総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一)

六一

○平成二十五年総務省、農林水産省、国土交通省告示第二号の一部を改正する件 (総務・農林水産・国土交通九)

六一

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の効力発生に関する件 (外務一一〇)

六一

○所得税法施行規則第二百二条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項の簡易な記録の方法を定める件の一部を改正する件 (財務八一)

六一

○所得税法第八十九条第一項の規定に基づき、同項に規定する所得税法別表第二の甲欄に掲げる税額が算定された方法に準ずるものとして財務大臣が定める方法を定める件の一部を改正する件 (同八二)

六一

○所得税法施行規則第六十三条第五項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件 (同八三)

六一

○法人税法施行規則第八条の三の十第三項(同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。)及び第五十九条第三項(同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七條の三の二第四項、第六十二条及び第六十七條第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件 (同八四)

六一

○地価税法施行規則第十条第三項に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件 (同八五)

六一

○登録免許税法別表第三の十九の二の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件 (同八六)

六一

○消費税法施行令第五十条第三項、第五十四条第五項、第五十八條第三項、第五十八條の二第三項及び第七十一条第五項並びに消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六條第二項並びに消費税法施行規則第五條第三項及び第六條第三項の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件の一部を改正する件 (同八七)

六一

○租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける期間を指定する件を廃止する件 (同八八)

六一

(以下次のページへ続く)

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)より前に締結された労働者派遣契約(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。次項において同じ。)に基づき労働者派遣について、施行日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令(昭和六十一年政令第九十五号。以下この項及び次項において「令」という。)第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十四条の二に規定する業務)及び臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の二第一項に規定する業務に限る。)並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所以が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵臼郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

3 施行日から令和三年五月一日までの間に締結された労働者派遣契約に基づき労働者派遣について、当該労働者派遣契約の締結の日以降の当該労働者派遣契約に定める労働者派遣の期間内において令第二条第一項第一号及び第三号に掲げる業務、第四号に掲げる業務(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第五条及び第六条に規定する業務並びに診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十四条の二に規定する業務)及び臨床検査技師等に関する法律第二十条の二第一項に規定する業務に限る。)並びに第七号に掲げる業務に係る派遣労働者の就業の場所以が北海道虻田郡留寿都村、同道夕張郡長沼町、同道上川郡鷹栖町、福島県河沼郡湯川村、福岡県大牟田市、同県田川市、同県糟屋郡篠栗町、同県田川郡福智町、佐賀県嬉野市、同県杵臼郡江北町及び鹿児島県肝属郡東串良町の区域に含まれる場合は、当該期間内において、当該労働者派遣に限り、当該区域を令第二条第二項の厚生労働省令で定める市町村とみなす。

○厚生労働省令第八十五号

歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第十六条の六の規定に基づき、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令
歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成十七年厚生労働省令第百三三号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

(臨床研修施設の指定)

第三条 法第十六条の二第一項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。

一・二 (略)

三 協力型(Ⅰ)臨床研修施設 他の施設と共同して三月以上の臨床研修を行う病院又は診療所(前二号に該当するものを除く。)

四 協力型(Ⅱ)臨床研修施設 他の施設と共同して五日以上三十日以内の臨床研修を行う病院又は診療所(第一号及び第二号に該当するものを除く。)

(単独型臨床研修施設の指定の申請手続)

第四条 単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の四月三十日までに、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・十一 (略)

十二 指導歯科医(研修歯科医に対する指導を行う歯科医師をいう。以下同じ。)の氏名

十三 十五 (略)

2・3 (略)

(臨床研修施設の指定)

第三条 法第十六条の二第一項の指定は、次に掲げる区分に応じて行うものとする。

一・二 (略)

三 協力型臨床研修施設 他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所(第一号に該当するものを除く。)であつて、前号に該当しないもの(三月以上臨床研修を行うものに限る。)

四 連携型臨床研修施設 他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所(第一号に該当するものを除く。)であつて、前二号に該当しないもの

(単独型臨床研修施設の指定の申請手続)

第四条 単独型臨床研修施設の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前年度の六月三十日までに、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・十一 (略)

十二 指導歯科医(研修歯科医に対する指導を行う歯科医師をいう。以下同じ。)の氏名及び担当分野

十三 十五 (略)

2・3 (略)

(管理型臨床研修施設、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定の申請手続)

第五條 前条の規定は、管理型臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び臨床研修施設群(第七條第三項第四号に規定する臨床研修施設群をいう)を構成することとなる病院又は診療所相互間の連携体制を記載した書類」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第九号から第十一号までに掲げる事項を除く。)」と、「厚生労働大臣」とあるのは「管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を經由して厚生労働大臣」と、同条第二項中「前項第十号から第十四号まで」とあるのは「前項第十二号から第十四号まで」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「第三号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

第六條 (略)

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号及び第四号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、第一号において引用する前項第三号から第五号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状態を併せて考慮するものとする。

一 (略)

二 協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所との間で緊密な連携体制を確保していること。

三 協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所が次項各号に適合していること。

3 厚生労働大臣は、前条第二項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定をしてはならない。

一・二 (略)

4 (略)

(研修管理委員会等)

第七條 研修管理委員会は、臨床研修が適切に実施されるよう、臨床研修の実施状況の管理を行うとともに、研修プログラムの質の向上に努めなければならない。

2 単独型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。

一・四 (略)

(管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の指定の申請手続)

第五條 前条の規定は、管理型臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類及び臨床研修施設群(共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設をいう)を構成することとなる病院又は診療所相互間の連携体制を記載した書類」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の指定の申請について準用する。この場合において、同条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第九号から第十一号までに掲げる事項を除く。)」と、「厚生労働大臣」とあるのは「管理型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の開設者を經由して厚生労働大臣」と、同条第二項中「前項第十号から第十四号まで」とあるのは「前項第十二号から第十四号まで」と、同条第三項中「次に掲げる書類」とあるのは「第三号に掲げる書類」と読み替えるものとする。

第六條 (略)

2 厚生労働大臣は、前条第一項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、管理型臨床研修施設の指定をしてはならない。ただし、第一号において引用する前項第三号及び第四号に掲げる事項については、これらの号に係る協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所の状況を併せて考慮するものとし、これに加えて、研修協力施設と共同して臨床研修を行う場合にあつては、第一号において引用する前項第三号から第五号まで、第七号、第十号及び第十三号に掲げる事項については、これらの号に係る当該研修協力施設の状態を併せて考慮するものとする。

一 (略)

二 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所との間で緊密な連携体制を確保していること。

三 協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設として共同して臨床研修を行うこととなる病院又は診療所が次項各号に適合していること。

3 厚生労働大臣は、前条第二項の申請があつた場合において、当該病院又は診療所が次の各号に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定をしてはならない。

一・二 (略)

4 (略)

(研修管理委員会等)

第七條 (新設) 単独型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。

一・四 (略)

3 管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。

一 〇三 (略)

四 当該病院又は診療所に係る臨床研修施設群(共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設をいう。以下同じ。)を構成する全ての臨床研修施設の研修実施責任者

五 (略)

4. 5 (略)

(変更の届出)

第八条 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して一月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、第四号から第六号及び第八号から第十号に掲げる事項に係る変更については、第六号第一項又は第二項に定める指定の基準に適合しなくなった場合を除き、第十二条第一項の規定による報告の際に併せて届け出ることができる。

一・二 (略)

三 名称及び所在地

四 七 (略)

八 指導歯科医の氏名

九 一 (略)

2 前項の規定は、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設に関する変更の届出について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第六号、第七号及び第十一号に掲げる事項を除く。）」と、「厚生労働大臣」とあるのは「共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣」と、「第四号から第六号及び第八号から第十号」とあるのは「第四号、第五号及び第八号から第十号」と、「第六号第一項又は第二項」とあるのは「第六号第三項」と、「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第二項の規定により準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

(研修プログラムの変更等)

第九条 (略)

3 第一項の規定は、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設において研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合について準用する。この場合において、同項中「第四号第三項各号に掲げる書類」とあるのは「第四号第三項第三号に掲げる書類」と、同条第一項第十号から第十四号までに掲げる事項を」とあるのは「同条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

4. 5 (略)

(報告)

第十二条 (略)

一 〇八 (略)

(削る)

2 管理型臨床研修施設の研修管理委員会は、次に掲げる者を構成員に含まなければならない。

一 〇三 (略)

四 当該病院又は診療所に係る臨床研修施設群(共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設をいう。以下同じ。)を構成するすべての協力型臨床研修施設の研修実施責任者

五 (略)

3. 4 (略)

(変更の届出)

第八条 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項に変更が生じたときは、その日から起算して一月以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

一・二 (略)

三 名称

四 七 (略)

八 指導歯科医及びその担当分野

九 一 (略)

2 前項の規定は、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する変更の届出について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第六号、第七号及び第十一号に掲げる事項を除く。）」と、「厚生労働大臣」とあるのは「共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

(研修プログラムの変更等)

第九条 (略)

3 第一項の規定は、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設において研修プログラムを変更する場合又は新たに研修プログラムを設ける場合について準用する。この場合において、同項中「第四号第三項各号に掲げる書類」とあるのは「第四号第三項第三号に掲げる書類」と、「同条第一項第十号から第十四号までに掲げる事項を」とあるのは「同条第一項第十二号から第十四号までに掲げる事項を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

4. 5 (略)

(報告)

第十二条 単独型臨床研修施設又は管理型臨床研修施設の開設者は、毎年四月三十日までに、当該病院又は診療所に関する次に掲げる事項を記載した報告書に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 〇八 (略)

九 管理型臨床研修施設であるときは、前年度の臨床研修施設群を構成する病院又は診療所相互間の連携状況

九 管理型臨床研修施設であるときは、前年度の臨床研修施設群を構成する病院又は診療所相互間の連携状況

2 前項の規定は、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設の報告について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項を記載した報告書に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを」とあるのは、「第一号から第七号までに掲げる事項を記載した報告書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

第十三条 (報告の徴収及び指示)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設に関する第一項の報告の徴収又は前項の必要な指示をすることができる。

第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

- 一・二 (略)
- 三 協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき。
- 四・六 (略)

第十五条 (指定の取消しの申請)

2 協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の特例)

第十九条 大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、管理型臨床研修施設、協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する第六条第二項又は第三項の規定の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設、協力型(Ⅰ)臨床研修施設又は協力型(Ⅱ)臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなす。この場合において、当該大学病院が管理型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなされる場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(国の開設する臨床研修施設の特例)

第二十条 (略)

第四条第一項	(略)	(略)
(略)	(略)	第二号から第十五号までに掲げる事項を記載した書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする

2 前項の規定は、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の報告について準用する。この場合において、同項中「次に掲げる事項を記載した報告書に、現に行っている臨床研修に係る研修プログラムを添えて、これを」とあるのは、「第一号から第七号までに掲げる事項を記載した報告書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して」と読み替えるものとする。

第十三条 (報告の徴収及び指示)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、臨床研修施設群については、管理型臨床研修施設の開設者又は管理者に対し、協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設に関する第一項の報告の徴収又は前項の必要な指示をすることができる。

第十四条 厚生労働大臣は、臨床研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、法第十六条の第二項の規定により臨床研修施設の指定を取り消すことができる。

- 一・二 (略)
- 三 協力型臨床研修施設にのみ指定されている施設が臨床研修施設群から外れたとき。
- 四・六 (略)

第十五条 (指定の取消しの申請)

2 協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設の開設者は、臨床研修施設の指定の取消しを受けようとするときは、あらかじめ前項各号に掲げる事項を記載した申請書を、共同して臨床研修を行う管理型臨床研修施設の開設者を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

3 (略)

(大学病院と共同して臨床研修を行う臨床研修施設の特例)

第十九条 大学病院と共同して臨床研修を行うことにより、管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者に対する第六条第二項又は第三項の規定の適用については、当該大学病院を管理型臨床研修施設、協力型臨床研修施設又は連携型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなす。この場合において、当該大学病院が管理型臨床研修施設の指定を受けようとする者とみなされる場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(国の開設する臨床研修施設の特例)

第二十条 国の開設する臨床研修施設については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項	(略)	(略)
(略)	(略)	第二号から第十六号までに掲げる事項を記載した書面をもって厚生労働大臣に申し出るものとする

		第八條第二項		第八條第一項		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十四條第一項第六号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十四條第一項第五号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十四條第一項第四号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		第八條第二項		第八條第一項		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十四條第一項第四号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十四條第一項第三号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第十四條第一項第二号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

1 (施行期日)
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
この省令の施行の際現に存する協力型臨床研修施設及び連携型臨床研修施設は、この省令による改正後の歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の協力型(Ⅰ)臨床研修施設及び協力型(Ⅱ)臨床研修施設とみなす。